

# 滋賀県環境影響評価条例の対象事業

対象事業の種類	対 象 規 模 要 件
1. 道 路 一般道路 自然公園特別地域道路	4車線以上かつ7.5km以上（改築 7.5km以上） 2車線以上（林道は幅員が5mを超えるもの） かつ2km以上（改築（バイパス）2km以上）
2. 河 川 ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路、捷水路	湛水面積 50ha以上（改築 25ha以上増） 露出面積 50ha以上 改変面積 20ha以上
3. 鉄 道 鉄道、軌道	7.5km以上（改良 7.5km以上）
4. 飛行場	滑走路長 1,875m以上（滑走路の延長 375m以上）
5. 発電所 水力発電所 火力発電所 風力発電所	発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 1,500kW以上（規模の変更 1,500kW以上）
6. 廃棄物処理施設 し尿処理施設 ごみ焼却施設 廃棄物最終処分場	日 100kL以上（規模の変更 日 100kL以上増） 時間 4t以上（規模の変更 時間 4t以上増） 敷地面積 5ha以上（規模の変更 5ha以上増）
7. 下水道終末処理場	敷地面積 5ha以上（増設 5ha以上増）
8. 埋立、干拓	埋立面積 3ha以上
9. 港湾施設の建設	新設 改築 事業面積3ha以上
10. 土石、砂利採取	湖中 事業面積 5ha以上 陸上 事業面積 20ha以上（自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上） （区域の変更 20ha以上増（自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上増））
11. 土地区画整理事業	事業面積 20ha以上（40ha未満は既存宅地外の面積が20ha以上） （森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上）
12. 工業団地造成事業	事業面積 20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上）
13. 宅地の造成事業	事業面積 20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上）
14. 第2種特定工作物 （レクリエーション施設）	事業面積 20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上） （増設 20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上））
15. 工場等の建設	排水量 日 2,000m <sup>3</sup> 以上（増設 日 2,000m <sup>3</sup> 以上増） 燃料使用量（重油換算） 時間 3kL以上（増設 時間 3kL以上増） 敷地面積（次の土地の部分を除く <sup>*</sup> ） 10ha以上（増設 10ha以上の増） ア 既に工場等の敷地である土地 イ 工場等の敷地であった土地であって、次のいずれにも該当するもの （7）当該工場等の廃止の日から起算して10年を経過していないこと。 （4）当該工場等の廃止の日以後、工場等の敷地の用途以外の用途に供されたことがないこと。
16. 高層建築物	高さ60m以上かつ床面積5万m <sup>2</sup> 以上（増築、改築 5万m <sup>2</sup> 以上）
17. その他	都市公園 改変20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上） スキー場 改変20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上）

注1）森 林：国土利用計画法第9条第2項第3号に規定する森林地域が15ha以上含まれる場合

注2）自然公園：自然公園法第2条第1項に規定する自然公園の区域が1ha以上含まれる場合

上記のほかに複合開発事業を構成する事業があります。

複合開発事業とは、上の表の11から14に掲げている事業の種類の内、いずれかに該当する2つ以上の事業により構成される事業群のうち、開発面積の合計が20ha以上のものをいいます。これを構成する事業のうち開発面積が15ha以上のものが対象事業となります。